

◎ 一部旅券査証及び査証料の相互免除並びに一部旅券に対  
する数次査証の相互付与に関する日本国政府とメキシコ  
合衆国政府との間の取極（口上書）  
（略称）メキシコとの査証取極

昭和四十七年三月十日 東京で  
昭和四十七年四月十日 効力発生  
昭和四十七年四月二十一日 告示

（外務省告示第八五号）

目次

ページ

日本側口上書	四三七
(1) 査証免除	四三七
(2) 査証免除の除外	四三七
(3) 査証料免除	四三七
(4) 国内法令の遵守	四三八
(5) 入国又は滞在の拒否	四三八
(6) 終了の通告	四三八
メキシコ側口上書	四三九
(1) 査証免除	四三九
(2) 査証免除の除外	四三九
(3) 査証料免除	四三九
(4) 国内法令の遵守	四四〇
メキシコとの査証取極	四三五

(5) 入国又は滞在の拒否……………	四四〇
(6) 終了の通告……………	四四〇
○日本側口上書……………	四四一
外交・公用旅券所持のメキシコ国民に対する数次査証の発給……………	四四一
○メキシコ側口上書……………	四四二
外交・公用旅券所持の日本国民に対する数次査証の発給……………	四四二

(日本国外務省から在日本国メキシコ合衆国大使館あての  
口上書)

口上書

日本側口  
上書

外務省は、在日本国メキシコ合衆国大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とメキシコ合衆国との間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国に  
入国することを希望するメキシコ国民に対する査証及び査証料  
の免除に関し、千九百七十二年四月十日から相互主義に基づき  
次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を  
有する。

査証免除

査証免除  
の除外

査証料免  
除

- (1) 有効なメキシコ一般旅券を所持するメキシコ国民であつて、  
継続して六箇月をこえない期間滞在する意図をもつて日本国  
に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、  
日本国に入国することができる。
- (2) (1)の規定に基づく査証の要件の免除は、メキシコ国民であ  
つて、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み、  
報酬を得る目的で芸能(スポーツを含む)に従事し、又は継  
続して六箇月をこえる期間滞在する意図をもつて日本国に入  
国することを希望するものについては、適用しない。
- (3) 査証が必要とされ、かつ付与されるときは、日本国の権限  
のある外交及び領事当局は、その査証についていかなる手数

メキシコとの査証取扱

料をも徴収しない。

(4) (1)の規定に基づく査証の要件の免除は、日本国に入国するメキシコ国民に対し、外国人の入国、滞在、居住、出国その他の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

(5) 日本国政府は、好ましくないと認めるメキシコ国民に対し、日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

入国又は  
滞在の拒  
否

終了の通  
告

(6) 日本国政府は、書面による一箇月の予告をもつて、前記の諸規定を終了させることができる。

千九百七十二年三月十日に東京で

(在日本国メキシコ合衆国大使館から日本国外務省あての  
口上書)

訳文

口上書

メキシコ合衆国大使館は、外務省に敬意を表するとともに、メキシコ合衆国政府が、メキシコ合衆国と日本国との間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、メキシコに入国することを希望する日本国民に対する査証及び査証料の免除に関し、千九百七十二年四月十日から相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

査証免除

(1) 有効な日本国一般旅券を所持する日本国民であつて、継続して六箇月をこえない期間滞在する意図をもつてメキシコに入国することを希望するものは、査証を取得することなく、メキシコに入国することができる。

査証免除  
の除外

(2) (1)の規定に基づく査証の要件の免除は、日本国民であつて就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み、報酬を得る目的で芸能(スポーツを含む)に従事し、又は継続して六箇月をこえる期間滞在する意図をもつてメキシコに入国することを希望するものについては、適用しない。

査証料免  
除

(3) 査証が必要とされ、かつ付与されるときは、メキシコの権限のある外交及び領事当局は、その査証についていかなる手数料をも徴収しない。

メキシコとの査証取極

NOTA VERBAL

La Embajada de los Estados Unidos Mexicanos saluda atentamente al Ministerio de Asuntos Extranjeros del Japón y tiene el honor de Informar al Ministerio que el Gobierno de los Estados Unidos Mexicanos, con el propósito de facilitar el turismo y las relaciones culturales y comerciales entre los Estados Unidos Mexicanos y el Japón, está dispuesto a adoptar, sobre la base de reciprocidad, las siguientes medidas, a partir del 10 de abril de 1972, relativas a la supresión de visas y derechos de visa consular para los nacionales japoneses que deseen entrar a México:

(1) Los nacionales japoneses en posesión de pasaportes ordinarios japoneses válidos, que deseen entrar a México, con la intención de permanecer por un período no mayor de 6 meses consecutivos, podrán entrar a México sin obtener visas.

(2) La supresión de los requisitos de visa a que se refiere el párrafo (1) no se aplicará a los nacionales japoneses que deseen entrar a México con la intención de buscar empleo o residencia permanente, de ejercer una profesión u otra ocupación o de participar en un espectáculo público (incluyendo deportes) con propósitos lucrativos o con la intención de permanecer por un período mayor de 6 meses consecutivos.

(3) En los casos en que sea necesario el otorgamiento de visas, las autoridades diplomáticas y consulares mexicanas competentes no cobrarán derechos.

国内法令の遵守

(4) (1)の規定に基づく査証の要件の免除は、メキシコに入国する日本国民に対し、外国人の入国、滞在、居住、出国その他の管理に関するメキシコの法令に服することを免除するものではない。

入国又は滞在の拒否

(5) メキシコ合衆国政府は、好ましくないと認める日本国民に対し、メキシコに入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

終了の通告

(6) メキシコ合衆国政府は、書面による一箇月の予告をもつて、前記の諸規定を終了させることができる。

メキシコ合衆国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に向かつて敬意を表する。

千九百七十二年三月十日に東京で

(4) La supresión de los requisitos de visa establecida en el párrafo (1) anterior, no exceptúa a los nacionales japoneses que entren a México de la necesidad de cumplir con las leyes y reglamentos mexicanos relativos a la entrada, permanencia, residencia, salida y otras medidas de control de los extranjeros.

(5) El Gobierno de los Estados Unidos Mexicanos se reserva el derecho de rehusar la entrada a México o la permanencia en México a los nacionales japoneses que sean considerados indeseables.

(6) El Gobierno de los Estados Unidos Mexicanos puede dar por terminado lo anterior, mediante aviso escrito con un mes de anticipación.

La Embajada de los Estados Unidos Mexicanos aprovecha la ocasión para renovar al Ministerio de Asuntos Extranjeros, las seguridades de su más alta consideración.

Tokio, a 10 de marzo de 1972.

Al Ministerio de Asuntos Extranjeros del Japon.  
T o k i o.

日本側口  
上書

外交・公  
用旅券所  
持のメキ  
シコ国民  
に対す  
る数次査  
証の発給

(日本国外務省から在日日本国メキシコ合衆国大使館あての  
口上書)

口 上 書

外務省は、在日本国メキシコ合衆国大使館に敬意を表するとともに、日本国に入国することを希望するメキシコ国民に対する査証及び査証料の免除に関する本日付けの本省の口上書に關し、日本国政府が、千九百七十二年四月十日から相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光榮を有する。

日本国の権限のある当局は、メキシコ合衆国政府が発給した有効な外交旅券又は公用旅券を所持するメキシコ国民に対し、発給の日から一年の間日本国への数次の入国について有効な査証を発給する。

日本国政府は、書面による一箇月の予告をもつて、前記のことを終了させることができる。

千九百七十二年三月十日に東京で

〔在日本国メキシコ合衆国大使館から日本国外務省あての  
口上書〕

〔訳文〕

口 上 書

メキシコ合衆国大使館は、外務省に敬意を表するとともに、メキシコに入国することを希望する日本国民に対する査証及び査証料の免除に関する本日付けの本大使館の口上書に関し、メキシコ合衆国政府が、千九百七十二年四月十日から相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

メキシコ合衆国の権限のある当局は、日本国政府が発給した有効な外交旅券又は公用旅券を所持する日本国民に対し、発給の日から一年の間メキシコへの数次の入国について有効な査証を発給する。

メキシコ合衆国政府は、書面による一箇月の予告をもつて、前記のことを終了させることができる。

NOTA VERBAL

La Embajada de los Estados Unidos Mexicanos saluda muy atentamente al Ministerio de Asuntos Extranjeros y tiene el honor de informar al Ministerio, con referencia a la Nota Verbal de la Embajada del día de hoy, sobre supresión de visas y derechos de visa consular, que el Gobierno de los Estados Unidos Mexicanos está dispuesto a adoptar, sobre la base de reciprocidad, la siguiente medida, a partir del día diez de abril de 1972.

Las autoridades competentes de los Estados Unidos Mexicanos expedirán visas buenas para múltiples entradas a México por el periodo de un año, a partir de la fecha de expedición de las mismas visas, a los nacionales japoneses en posesión de pasaportes válidos diplomáticos u oficiales expedidos por el Gobierno del Japón.

El Gobierno de los Estados Unidos Mexicanos puede dar por terminado lo anterior, mediante aviso escrito con un mes de anticipación.

外交・公  
用旅券所  
持の日本  
国民に対  
する数次  
査証の発  
給

メキシコ  
側口上書



メキシコ合衆国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に向かつて敬意を表する。  
千九百七十二年三月十日に東京で

La Embajada de los Estados Unidos Mexicanos  
hace propicia la ocasión para reiterar al  
Ministerio de Asuntos Extranjeros las  
seguridades de su más alta consideración.

Tokio, a 10 de marzo de 1972.

Al Ministerio de Asuntos Extranjeros,

T o k i o .

(参考)

この取極は、日本国政府とメキシコ合衆国政府との間で一九七二年四月十日より相互主義に基づき一般旅券の査証及び査証料免除並びに外交・公用旅券への数次査証の相互付与を行なうことを定めたものである。